

令和5年4月からの 新たな制度に向けた対応 — 労働時間規制の見直し・健康確保 —

国土交通省 海事局 船員政策課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「船員の働き方改革」推進セミナー
Ver1.0 令和5年2月16日

本資料については
セミナーの際の質疑応答の内容などを踏まえ、
加筆・修正を行う可能性があります。

この場合には、国土交通省海事局の
ウェブページ中の次の特設ページに
最新版の資料を掲載させていただきます。

「船員の働き方改革」

⇒ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

「船員の健康確保について」

⇒ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

その際、表紙右下の日付・バージョンをご確認ください。

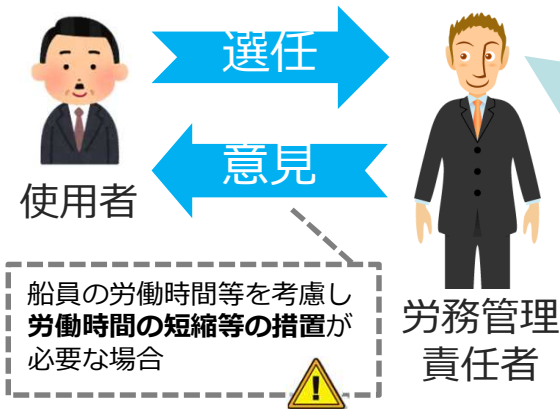
「船員の働き方改革」の全体像





- ✓ 令和4年4月から、船舶所有者が船員の労働時間の状況を把握し、適切な措置を講じる仕組みを構築
- ✓ 令和5年4月から、船員の働き方改革第2弾として、労働時間規制の範囲の見直しや船員の健康確保に関する新たな制度が施行

法改正事項

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】



- 労務管理記録簿の作成・備置き 
- 船員の労働時間の状況の把握 
- 船員の健康状態の把握 
- 船員からの職業生活に関する相談 

労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に





船員の健康確保

○ **全ての船舶所有者** 【R5.4.1 施行】

健康検査結果に基づく健康管理

○ **常時50人以上船員を使用する船舶所有者**

- 産業医による健康管理等 
- 長時間労働者への面接指導
- ストレスチェック 

多様な働き方の推進等

【随時実施】

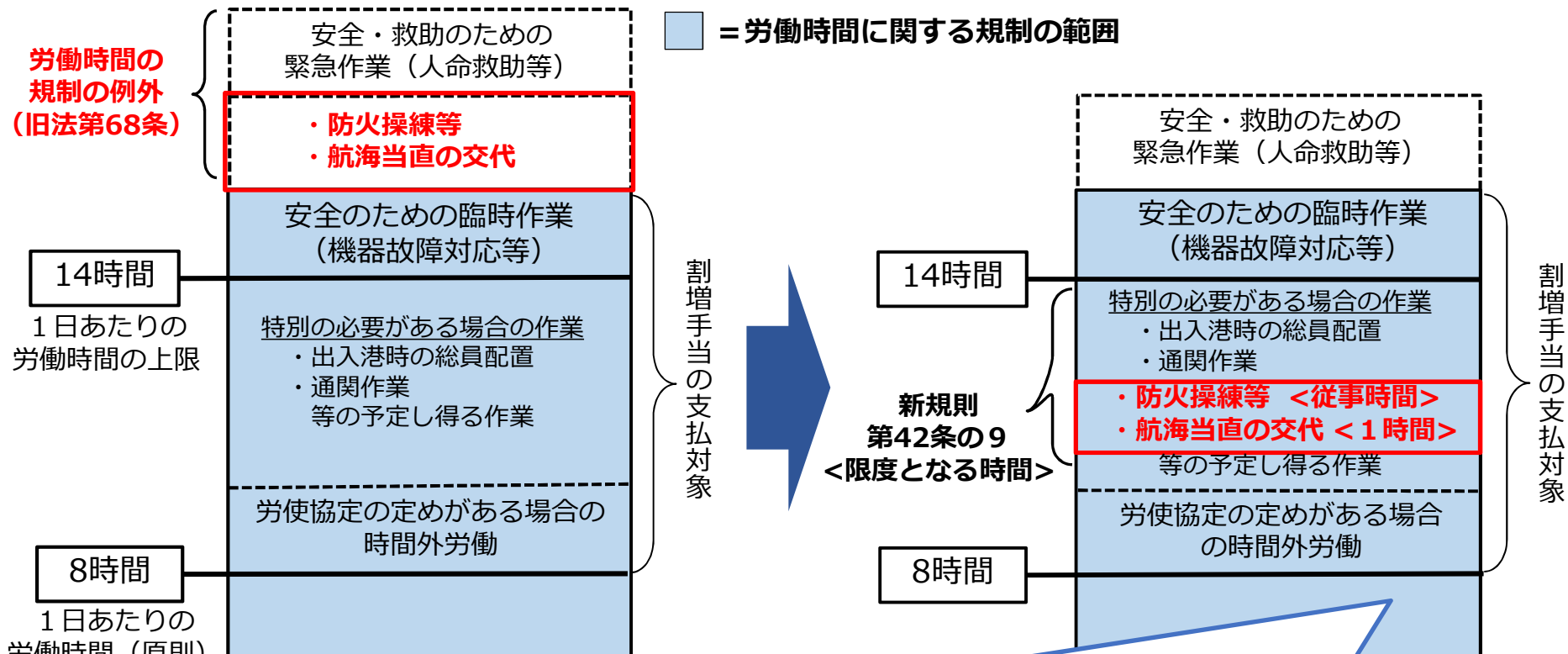
各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

1. 労働時間規制の範囲の見直し への対応

概要：労働時間制度上の例外的な取扱いの見直し(令和5年4月施行)

改正前 労働時間 (法第4条第2項)

改正後



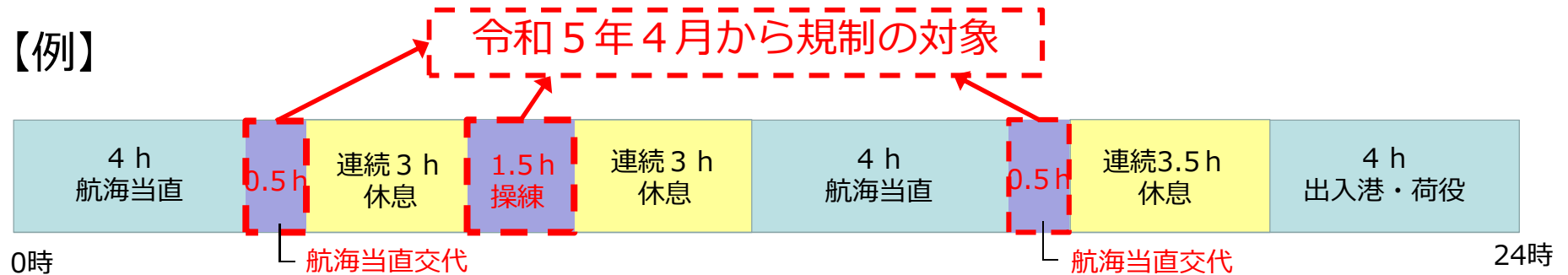
1日当たりの労働時間の上限 (14時間) の対象となる労働時間が増えることにより、労働時間規制を遵守するためには、運航計画の変更が必要となる事例も
→オーナー・オペレーター・荷主のさらなる連携が不可欠!

- ・オペレーターによる船員の過労防止措置義務に係る監査・処分等は、R4.4に開始済
 ⇒R4.4以降、オーナーへの戒告等のみならずオペレーター1社に対して安全確保命令を発出
- ・加えて、本改正事項についても、R5.4施行後、オーナー・オペレーターともに即監査・処分等の対象に

参考：施行前後で取扱いが変わる具体的なケース

- ✓ 航海当直の交代等の労働時間を考慮し、労働時間の上限（14時間／日、72時間／週）・休息時間規制を遵守するための対応が必要

【例】

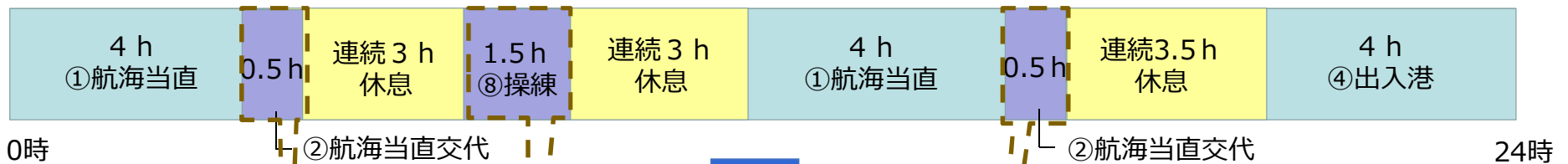


	現行	令和5年4月以降
1日の労働時間数	航海当直（4 h + 4 h）出入港・荷役（4 h）の合計12 hで、 適法	航海当直（4 h + 4 h）、出入港・荷役（4 h）、航海当直交代（0.5 h + 0.5 h）と操練（1.5 h）の合計14.5 hで、 違法（1日当たり14時間超）
休息時間の分割回数	3回に分割されているが、1回目と2回目の分割は操練によるものであるため、連続しているものと取り扱われ、 適法	3回以上に分割しているため、 違法 ⇒ 休息時間分割協定の締結・届出が必要
休息時間の最長時間	最長時間は3.5 hだが、1回目と2回目の分割は操練によるものであり、これらを合計すると連続6時間であるため、 適法	休息時間の最長時間は3.5 hであるため、 違法 （当直基準適用者は休息時間分割協定（最長時間短縮）の対象にならないため）

ポイント①: 労務管理記録簿の記載方法を見直そう

✓ 令和5年4月1日から、航海当直の交代・操練等の作業を労働時間として記録・管理することが必要

<見直しイメージ>



月日	作業の開始及び終了の記録																								1日 当たりの 労働 時間	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
3/31		①			②										①										④	12:00
4/1		①			②										①										④	14:30

- ① 当直
- ② 当直引継
- ③ 荷役
- ④ 出入港
- ⑤ 保守
- ⑥ 停泊中作業
- ⑦ 供食
- ⑧ 操練等
- ⑨ 研修
- ⑩ 安全臨時労働
- ⑪ 緊急作業(人命救助等)
- ⑫ その他(事務等)



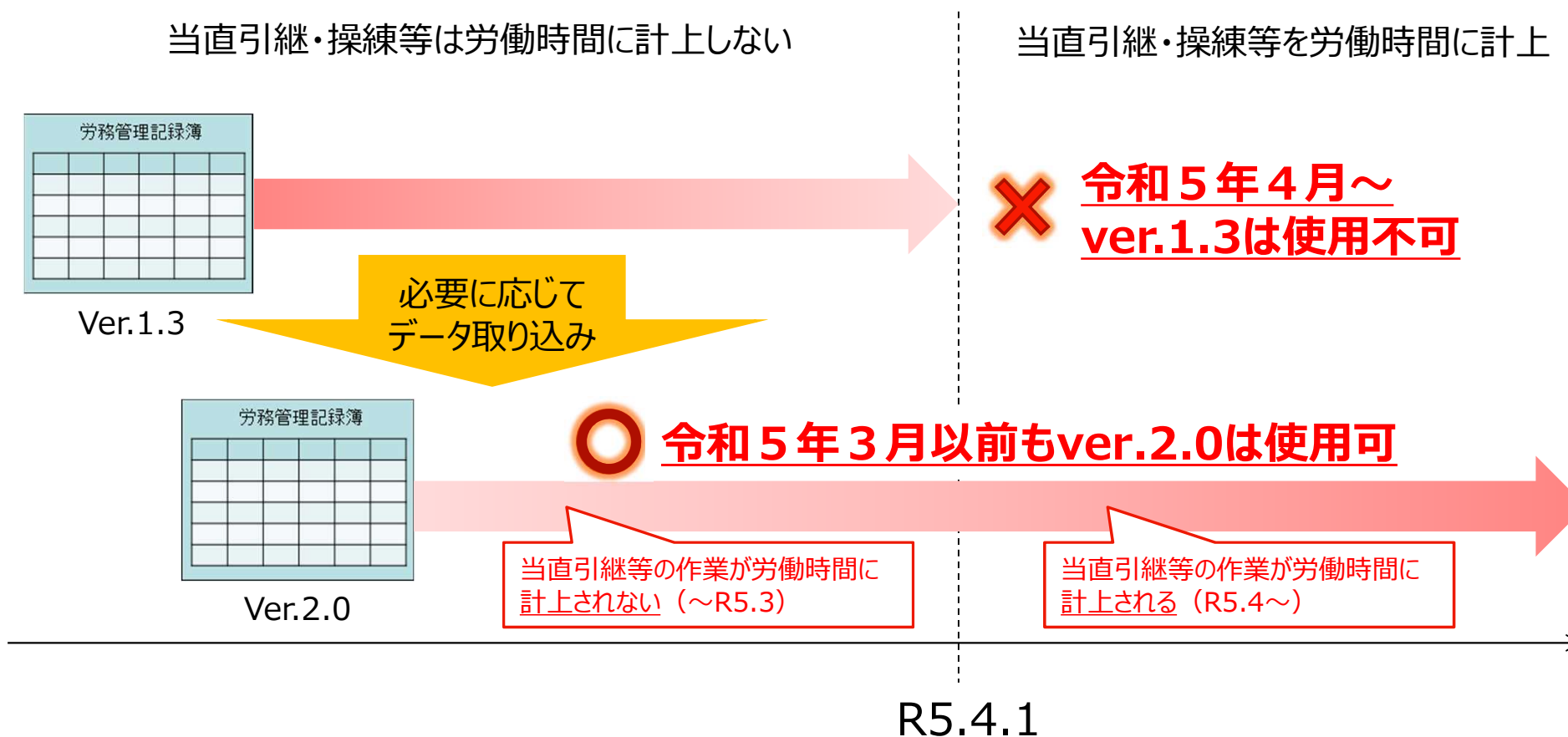
①作業発生時は必ず記録!

②労働時間として必ず集計!



ポイント①: 労務管理記録簿の記載方法を見直そう

- ✓ 国土交通省が公表している「労務管理記録簿Excelマクロデータ」も ver.2.0を公開 (R5.2)
- ✓ Excelマクロを使用している船舶所有者は3月中にver.2.0への移行が必要



ポイント②: 就業規則等を見直そう

- ✓ 就業規則等において、航海当直の交代・操練等の時間を労働時間の適用除外と規定している場合、3月中に見直し・運輸局への届出を行うことが必要

<見直し例（船員モデル就業規則の場合）>

（時間外及び補償休日労働）

第33条（略）

2（略）

3 船長は、第1項に規定する場合のほか、次に掲げる特別な労働が発生した場合は、1日についてそれぞれ定める時間数を限度として、第30条に定める所定労働時間を超えて、自ら作業に従事し、若しくは乗組員を作業に従事させる場合がある。

- ① 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。 4時間
- ② 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。 2時間
- ③ 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。 2時間

（労働時間の適用除外）

第35条 この章に定める労働時間に関する規定は、次の作業に従事する場合は適用しない。

- ① 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- ② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- ③ 航海当直の通常 of 交代のために必要な作業

（時間外及び補償休日労働）

第33条（略）

2（略）

3 船長は、第1項に規定する場合のほか、次に掲げる特別な労働が発生した場合は、1日についてそれぞれ定める時間数を限度として、第30条に定める所定労働時間を超えて、自ら作業に従事し、若しくは乗組員を作業に従事させる場合がある。

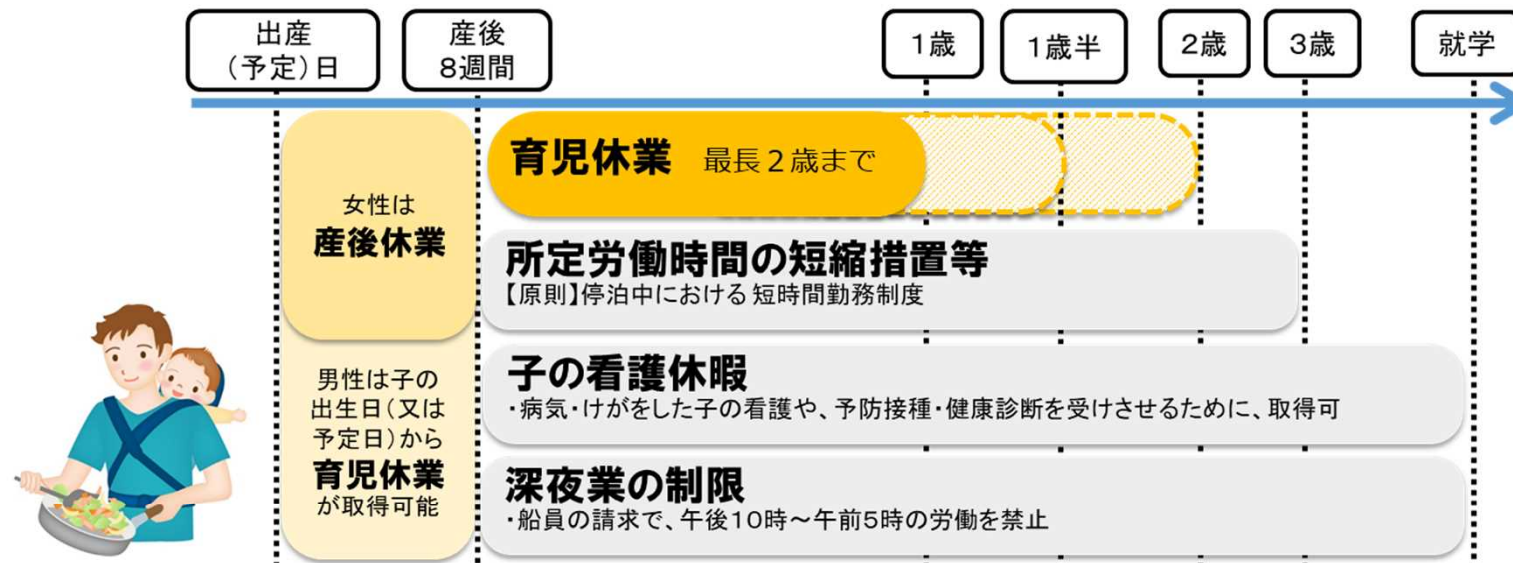
- ① 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。 4時間
- ② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき 当該作業に従事するために必要な時間
- ③ 航海当直の通常 of 交代のために必要な作業に従事するとき 1時間
- ④ 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。 2時間
- ⑤ 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。 2時間

（労働時間の適用除外）

第35条 この章に定める労働時間に関する規定は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合は適用しない。

ポイント②:就業規則等を見直そう

- ✓ 令和4年4月から、新たな育児休業制度がスタート
- ✓ 就業規則における育児・介護休業等に関する規定の参考例として、船員モデル就業規則分冊版を公表 (R5.2)



上記に加え、**新たな育児休業制度が令和4年4月から3段階に分けて施行**

令和4年4月1日	令和4年10月	令和5年4月
<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 (研修の実施、相談窓口設置) ○育児休業の個別周知・意向確認の義務化 ○期間雇用者の育児休業取得要件の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ○産後パパ育休 (出生時育児休業) の創設 ※育児休業とは別で取得可能 ○育児休業の分割取得 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員数1000人以上の企業における育児休業取得状況の公表の義務化

ポイント③：労使協定を見直そう

- ✓ 各社における航海当直の引継や操練等の実施状況によっては、労使協定の締結・見直しが必要

＜見直しが必要な例＞

- ◆ 当直引継を1日1時間以上実施することが想定される



時間外労働労使協定の見直し

- ◆ 補償休日に当直引継や操練※を実施することが想定される



補償休日労働労使協定の見直し



各協定の作業の種類で、これらの作業を規定しておく必要があります。

※操練の種類（内航貨物船の場合）

種類	実施頻度	対象
①防火操練	月1回	遠洋又は近海
②救命艇等操練※	月1回など	遠洋又は近海
③救助艇操練※	年1回	遠洋又は近海
④防水操練	月1回	遠洋又は近海
⑤非常操舵操練	3か月に1回	すべて
⑥密閉区画における救助操練	2か月に1回	すべて

※搭載船舶のみ



- ✓ 国土交通省ウェブページに「**船員の働き方改革**」特設ページを掲載
- ✓ 令和5年4月の施行に向けた**改訂版のガイドライン等を順次公開**



- ・船員労働ハンドブック
- ・労務管理の適正化に関するガイドライン
- ・労務管理の適正化に関するガイドラインの解説
- ・船員モデル就業規則
- ・労務管理記録簿Excelマクロ
- ・オペレーターへの意見陳述の手引き 等

以下のコンテンツをアップロード

説明会情報
(説明会資料)

法令改正の概要

お役立ちツール

船員労働の
総合相談窓口

リンク集

お問い合わせ

船員の働き方改革



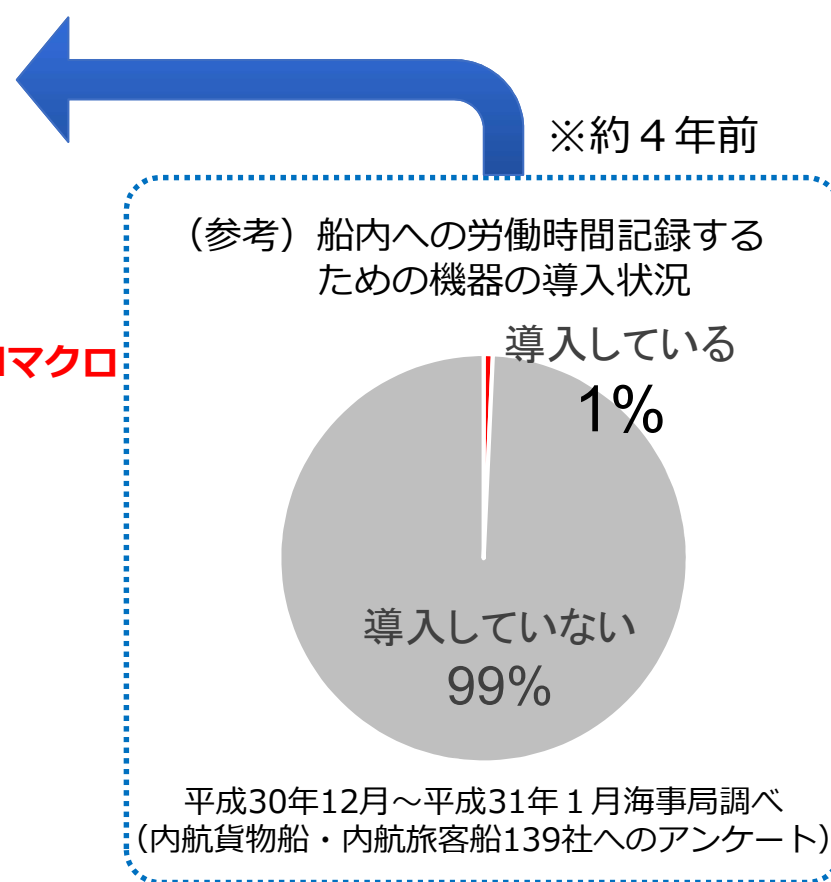
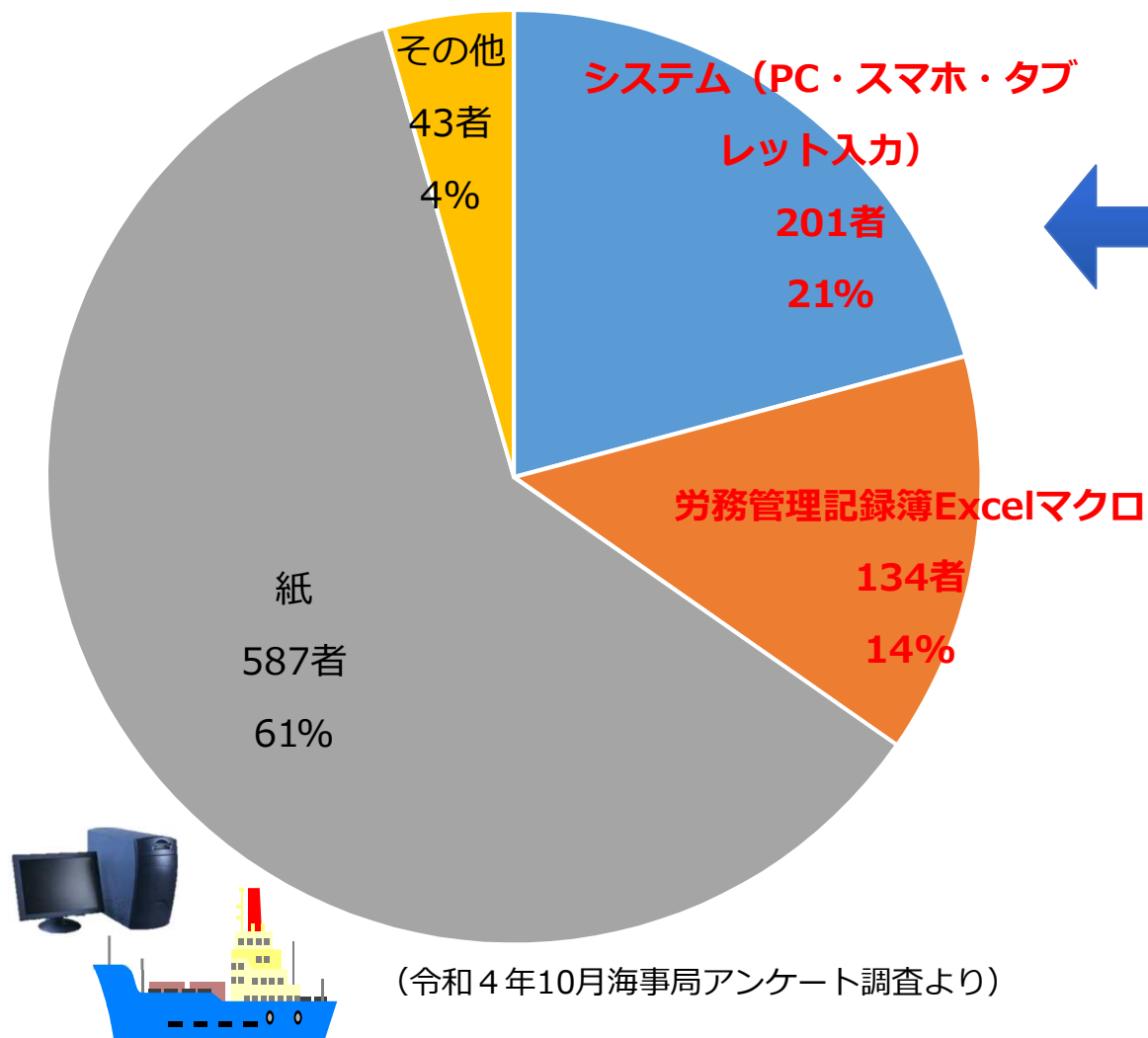
URL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

2. 労働時間管理の電子化に向けた 取組

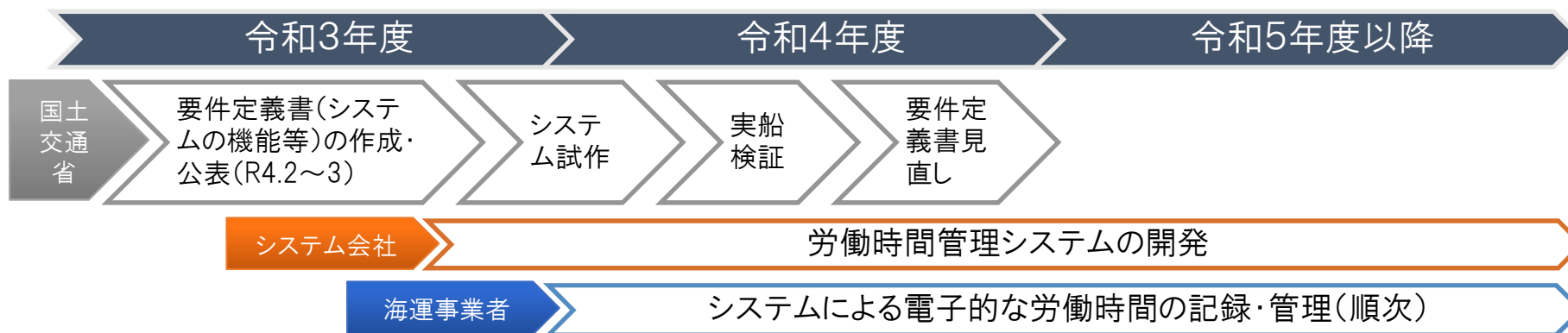
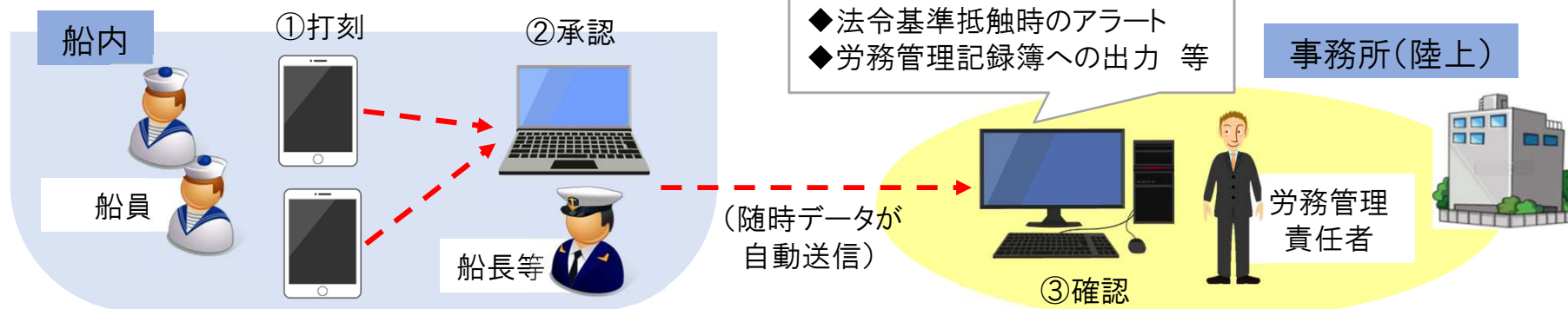
✓ **約4割**の船舶所有者が、船内で電子的に労働時間を管理

【船内での労働時間の記録方法】



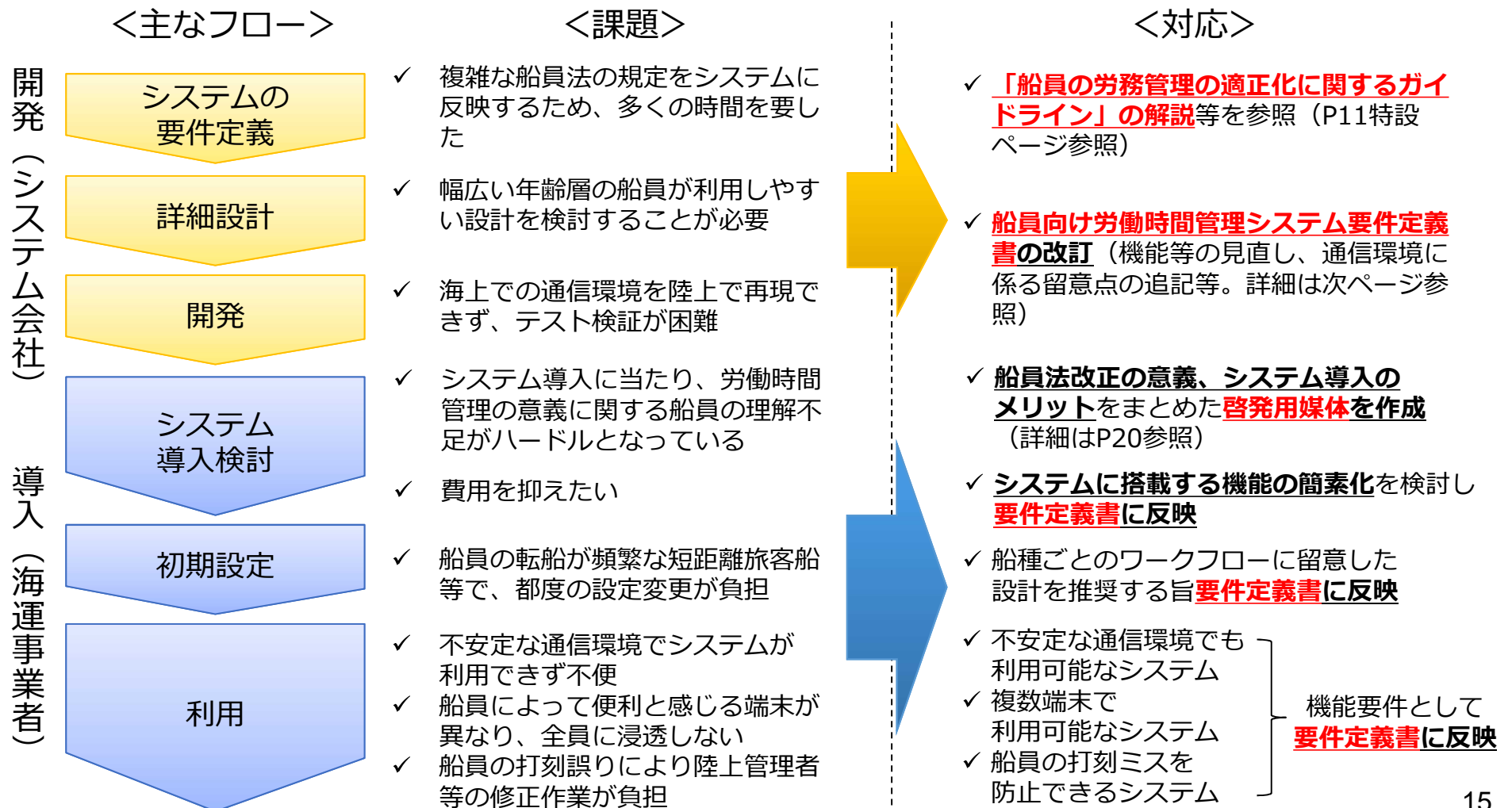
- ✓ 船上から離れた事務所において労働時間等の管理を効率的に行うため、システムの普及等の環境整備が必要
- ✓ 国土交通省では、労働時間管理システムの開発（要件定義書の作成等）や利用を推進

システムのイメージ



参考：システム開発・普及の課題と対応策

- ✓ 令和4年、船員向け労働時間管理システムの実船検証等を実施し、システム開発、海運業界への導入・普及の課題を整理。
- ✓ これらの課題への対応を検討し、支援ツールの作成・改訂等を実施。



「船員向け労働時間管理システム」要件定義書（第2版）

- ✓ システム開発等の促進を図るため、要件定義書を公表（R4.3）
- ✓ 実船検証を踏まえ、内容を充実させた第2版を公表（R5.2）

概要

船員向け労働時間管理システム開発のポイント

第1章 基本要件

第2章 業務要件

- ・ 船員法の概要
- ・ 海運事業者への意見照会結果
- ・ 試作システムを利用した実船検証結果
- ・ システム導入後の業務フロー 等

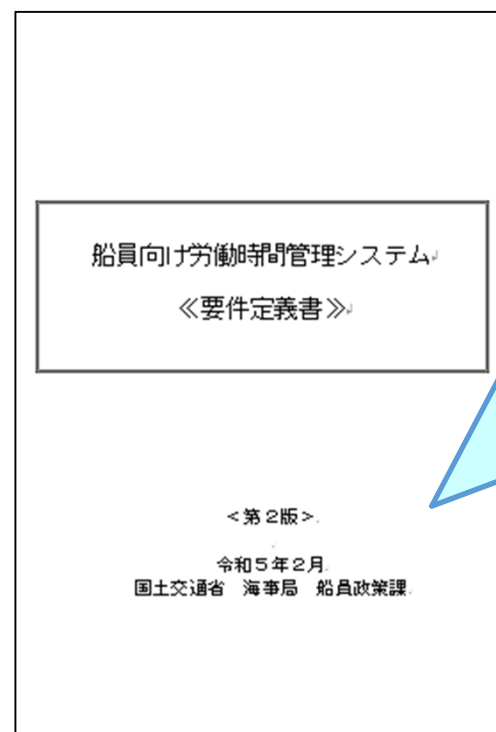
第3章 機能要件

- ・ システムのデータ連携方式
- ・ ネットワーク非接続時に関する留意事項
- ・ 機能一覧
- ・ 画面要件
- ・ ハードウェア・ソフトウェア構成 等

第4章 非機能要件

- ・ 運用・保守に関する事項 等

第5章 システム設計開発に向けての留意事項



【改訂のポイント】

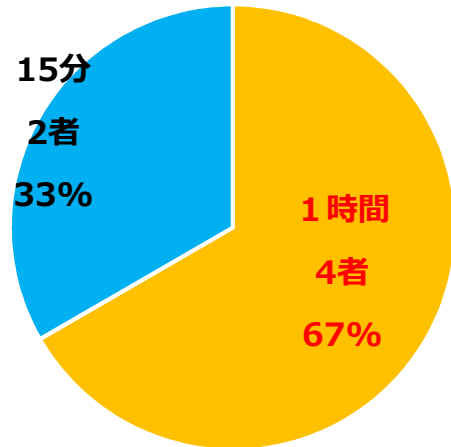
- 冒頭に、システムの開発フロー・留意点のまとめを掲載
- 実船検証の結果概要を追記（実船検証協力事業者からの意見等も掲載）
- 通常配置表作成等の一部機能の優先順位を見直し
- オフライン機能構築時の注意点を追記
- システム端末の選択肢としてスマートフォン等を追加

※労働時間管理システムが普及するまでの間の暫定的な電子化支援ツールである「労務管理記録簿Excelマクロデータ」についても、令和5年4月の施行に対応したver.2.0を公開（R5.2） ※資料7ページ参照

労働時間管理の電子化のメリット

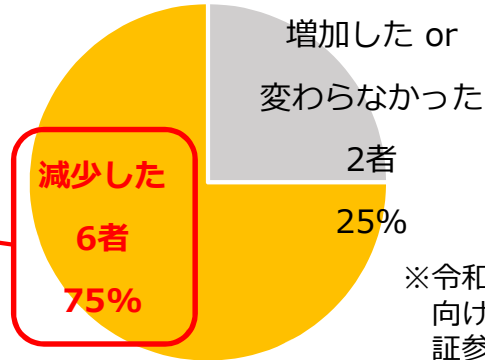
✓ 労務管理責任者の業務負担が大きく軽減

【1日当たりの労務管理時間の削減数】



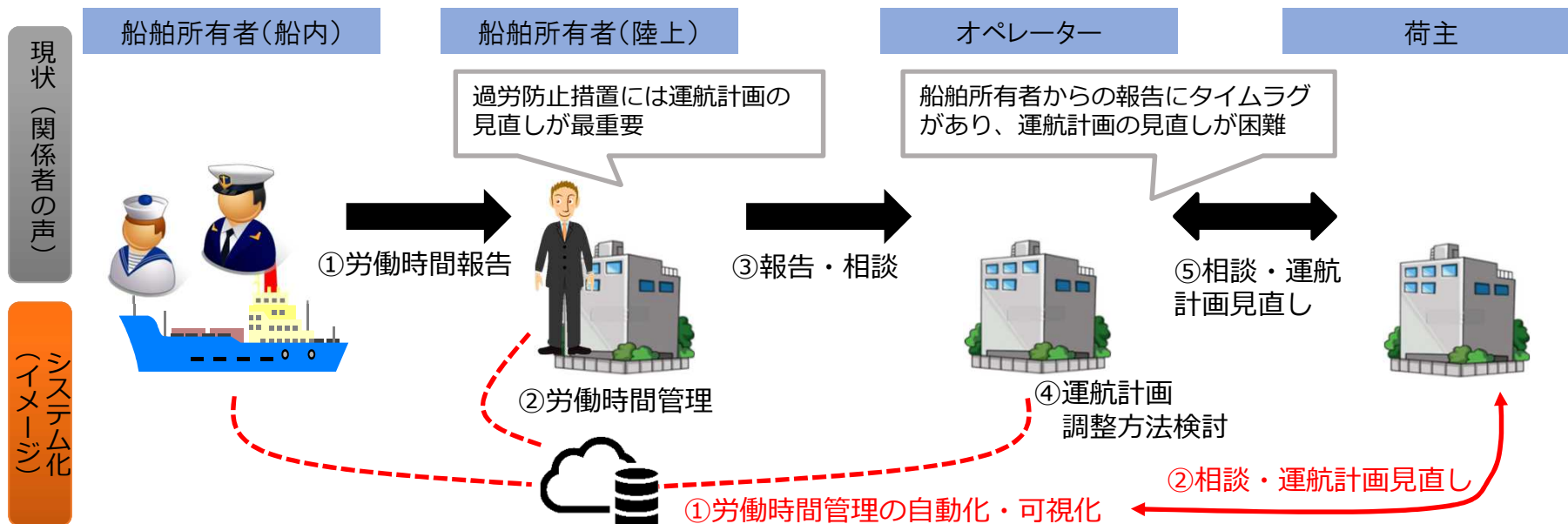
【システム利用による陸上管理者の労務管理時間の増減】

※国土交通省が公表しているExcelマクロデータとの比較



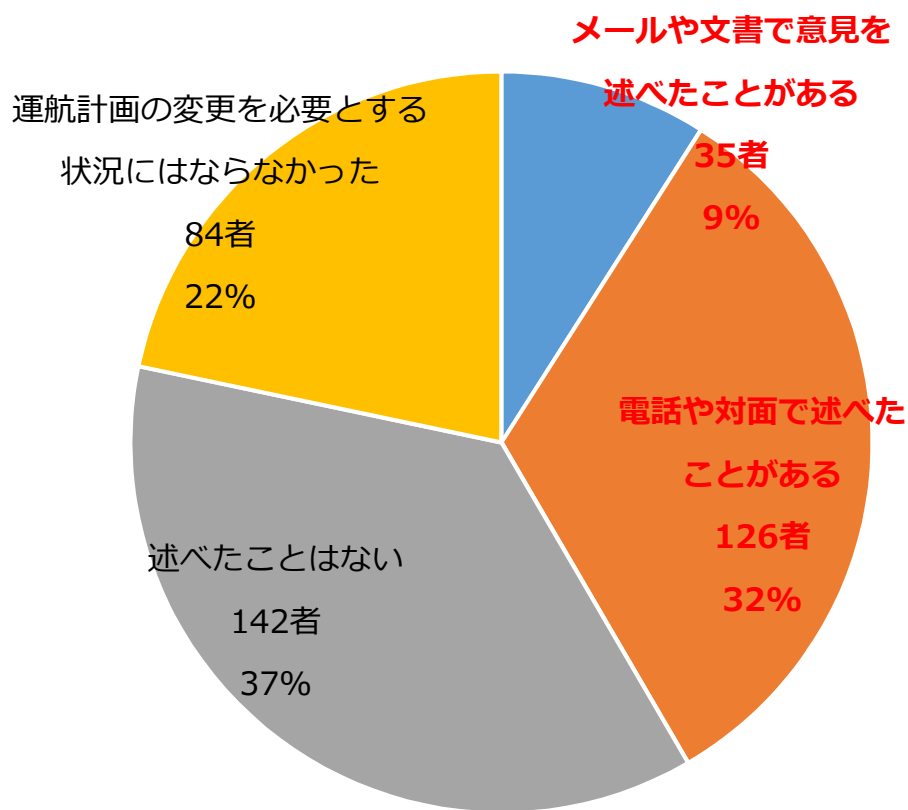
※令和4年9～11月に実施した船員向け労働時間管理システム実船検証参加事業者へのヒアリングより

✓ 円滑な運航計画の見直しと過労防止措置の実効性確保



- ✓ 令和4年4月以降、内航海運事業者のうち約4割の事業者が、運航計画の変更に関してオペレーターに意見（そのうち約2割が文書等により意見）

【運航計画変更に関する船舶所有者からオペレーターへの意見（令和4年4月以降）】



船舶所有者からの主な意見等

労働時間について、オペも理解してくれている部分が多く、船員の魅力向上を感じる

タンカー業界は長時間労働が当たり前になっていたが、この改革で少しはオペ、荷主が労働時間を気にするようになった

オペレーターの運航計画に配慮が見られるようになり、以前と比較して当社船員の労働時間は漸減しています。

オペレーターが全然対応してくれず、働き方の改革につながっていない。乗組員からは、働き方改革に対する要望が出るが、オペレーターからは無視で、板挟みにされている。

オペレーターに意見をいくら言っても、改善しない。オペレーターが働き方改革についてあまり認識していなく、非常に困る。

労働時間を抑制することには賛成だが、運航効率低下による収益悪化が懸念される。船員不足で人件費が高騰する中、荷主側の運賃・備船料に対する理解（値上げ又は保障）が伴わないと、船主にしわ寄せがいく結果になると思う。

（令和4年10月海事局アンケート調査より）

**⇒必要な場合のオペへの意見陳述は船舶所有者の義務（見える化も重要）
両者の機動的な対応が船員の定着の鍵！**

- ✓ システムは、労働時間管理の効率化と働き方改革の実効性確保に有効であり、すでに複数の民間企業が船員向け労働時間管理システムを提供
- ✓ 船の運航実態や現状の労務管理フロー等を踏まえ、必要な機能等を見極めた上で導入することが望ましい

◆ 自社にあったデバイスは何か？

- ・ どのデバイス（PC・タブレット・スマートフォン等）を使う？
 - ・ 既存のデバイスを使う？新規で導入する？
- ⇒利用者の利便性や初期費用削減の観点から要検討！

◆ 必要な機能は何か？

- ・ 労務管理記録簿作成はマスト！
 - ・ 他に必要な機能は？（アラート機能、オフライン時の打刻・承認等）
- ⇒業務効率化（オペへの相談含む）や費用の観点から要検討！

◆ 日々の労働時間の記録・管理を行うことができるか？

- ・ 船員が毎日記録できるものか？
 - ・ 陸上社員が毎日簡単に船員の労働時間を把握できるものか？
- ⇒継続的に利用可能かどうかの観点から要検討！

システム導入の円滑化のための社内啓発

- ✓ システム導入の段階で、船員からの理解を得ることのハードルが高い会社も見られる
- ✓ 船員の働き方改革の意義とシステム導入のメリットを分かりやすく伝える媒体なども活用し、船員の理解を得ていくことが有効

〈例：海事局作成の啓発用媒体（R5.2公表）〉

（表：船員の働き方の意義）

（裏：システム導入のメリット）

乗組員の皆さんへ

労働時間の報告、カンタンにします！！

船員の働き方改革

〇船員の働き方改革のため、労務管理体制が変わりました！

これまで

本船 船長が皆さんの労働時間を記録・管理

これから

本船 船長 陸上事務所 OFFICE 労務管理責任者

会社が選任した労務管理責任者が、皆さんの労働時間を管理

労務管理責任者が皆さんの労働時間を管理し、必要に応じて過労防止措置を取るよう会社に意見することが義務付けられました。

〇働きやすい職場環境を作るため、毎日労働時間を報告して下さい！

なぜ毎日報告する必要があるの・・・？ 忙しいんですけど・・・

会社が、労働環境改善のアクションを取るためです！

タイムリーに労働時間を報告することで、会社がオペレーターと運航計画の調整をしやすくなります。

毎日労働時間を報告 → 船主所有者 → 運航計画見直し → オペレーター

①船員の働き方改革を進めるため、令和4年4月から、船舶所有者が労働時間を管理

②船員の働き方改革の実現には、労働時間の報告を毎日行うことが鍵！

システムの導入により労働時間管理を効率化します！

〇労働時間管理システムとは？

皆さんがカンタンに労働時間を報告。労務管理責任者がタイムリーに皆さんの労務状況を把握するシステムです。

※民間のシステム会社が、海運業界に特化した労働時間管理システムを提供しています。

皆さん → 労務管理責任者

スマートフォン、タブレット等で労働時間をカンタンに打刻 → 労働時間が自動で送信 → 労務管理記録簿が自動で作成

〇どんなメリットがあるの？

メリット① 労働時間報告の手間を省きます！
皆さんはシステムで簡単に労働時間の記録。船長や所属長は、都度メールやFAXで陸上に報告不要。

メリット② 労働環境の改善に繋がります！
労務管理責任者がタイムリーに皆さんの労務状況を把握できるので、休息の付与や、オペレーターとの運航計画調整がしやすくなります。

分からないことは、労務管理責任者にお尋ねを！

〇船員労働の基礎知識を学ぼう！！

「船員労働ハンドブック」で船員として働くときに役立つ法令の基礎知識を分かりやすく解説しています。法令を理解し、より良い労働環境を作っていきましょう！

「船員労働ハンドブック」のダウンロードはこちらから
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001513926.pdf>

スマートフォンの方は以下QRコードから

③システムが労働時間の報告の手間を省略！

④オペレーターとの円滑な運航計画調整にもつながります

3. 船員の健康確保に関する 制度施行への対応

船員の健康確保を図るため、新たに4つの制度を導入

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導



等

② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）



等

④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）



等

※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



- ✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）
- ✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

令和5年（2023年）4月1日より開始！！

- ✓ 船員向けの産業医は、船員労働の特殊性や船内環境等も考慮し、健康管理等に関する助言・指導等を行う必要があることから、船舶所有者及び産業医向けに各種支援ツールを作成・提供

- 船員向け産業医が船員労働の特殊性や船内環境等を学ぶための視聴覚教材「**船員向け産業医になられる方のために**」

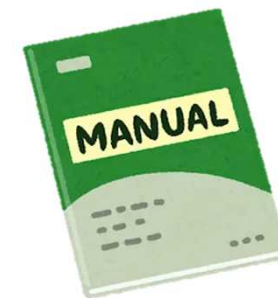
(一般財団法人 海技振興センターが作成)

URL: http://www.youtube.com/playlist?list=PLYjqAWy-G5uk5AbAzV48jOsKG_amAWDH4

※ 国土交通省の特設ウェブページにも掲載

- 船員向け産業医や衛生管理者 (or衛生担当者等) が船内巡視を行う際の巡視ポイント等をまとめた「**船員向け産業医船内巡視手順書**」

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html



<国土交通省において今後作成・公表予定のもの>

- 船舶所有者が産業医を円滑に選任・活用するための「**産業医選任マニュアル**」を作成

- **令和5年2月末～3月頭に公開予定**

✓ 令和5年4月からの船員向け産業医制度の開始に当たり、産業医による船内巡視が適切かつ円滑に実施されるよう、船内巡視の進め方の一例や巡視時のチェックポイント・留意点等を示した「**産業医による船内巡視等の実施手順書**」を作成し、国土交通省ウェブページにおいて公表

手順書の概要

- ① 船員向け産業医制度の概要
- ② 訪船での船内巡視の方法
 - ・ 訪船して船内巡視を行う場合のフロー（例）
 - ・ 実施船舶の選定
 - ・ 巡視の準備
 - ・ 巡視の実施（チェックポイント・留意点等）
 - 機関室（機関制御室、主機、発電機等）
 - 船橋（ブリッジ、操舵室）
 - 甲板（救命設備、荷役設備等） 等
 - ・ 巡視実施後の打合せ
- ③ Webを利用した船内巡視の方法
 - ・ Webを利用してリアルタイムで船内巡視を行う場合のフロー（例）
 - ・ 動画撮影のポイント 等
- ④ 船員に対する面接指導の方法
- ⑤ その他
 - ・ 船内巡視のチェックシート（例）
 - ・ 船内巡視の報告書（例）

産業医による船内巡視等の実施手順書

訪船する際の船内巡視の実施

▶ 主機、発電機、スラスタ室、舵機室、軸室

○測定項目
温度 ○ 湿度 ○ 騒音 △ 騒音 ○

※「○」測定を推奨、「△」可能ならば測定したい項目は「△」で表示。
※「○」測定を推奨、「△」可能ならば測定したい項目は「△」で表示。

○この場所の特徴

- エンジン、発電機、ポンプ等各種機器が設置されている場所である
- 各種機器について定期的に機関士が点検、整備する場所である。

○チェックポイント

熱中症のリスク

- 水分・塩分補給や休憩時間の確保はできているか？
- 空気の効いた休憩室等が付近に存在するか？

騒音性振動のリスク

- 平均して85dB(A)の騒音レベルを把握できているか？
- 15分未満の短時間でも120dB(A)を超える騒音が発生しているか？
- 異常な騒音が存在する作業場に騒音作業場であることを指摘しているか？
- 騒音源を囲む、遮音壁を設置する等の騒音対策が実施されているか？
- 騒音が発生している場所で行作業する場合は聴覚（防音）保護（イヤーマフ）の装着が義務付けられているか？
- 作業者の聴覚（防音）保護員（耳栓、イヤーマフ）の装着状態を確認（指導）保護員の正しい装着方法を教育しているか？
- 聴覚（防音）保護員は各個人に配布されており、劣化時には処分しているか？
- 騒音を避けることができる遮音された休憩室等が付近に存在しているか？

筋骨格系疾患（腰痛、膝痛等）のリスク

- 不良な作業姿勢（前かがみ、腰の過伸展）はないか？
- 長時間の連続作業は行わないか？

割傷（はきまれ、巻き込まれ）のリスク

- 各種機器作動時の安全対策が実施されているか？
- 各種機器の使用者に安全教育が実施されているか？

その他のリスク

- 作業に必要な適切な湿度が保たれているか？
- 文書勤務による不眠等はないか？
- 隙隙のない作業計画（シフト、勤務時間、作業人数）が組まれているか？
- 緊急時に落ち着いて対応できるマニュアル等が整備されているか？

実用的に利用できるよう機関室等巡視場所別のチェックポイント等も掲載

訪船する際の船内巡視の実施

機関室の温度、湿度、湿度は？

主機

主機周辺の送風機の様子
機関室は主機（エンジン）、発電機、スラスタ、ポンプ等が集中的に設置されており、騒音、表面温度が局所的かつ複雑に設計されている。平時中であっても作業機等による高熱の発生による熱中症のリスクが懸念される。また、主機周辺の騒音レベルも高いため、聴覚（防音）保護員（イヤーマフ）の装着が義務付けられている。

機関室入口（左）と 機関室出口（右）
機関室の入り口には、機関室入口が狭い場合がある。必要に応じては、作業機等の周囲に柵を設置する必要がある。

主機

軸室

主機から傳られた動力をプロペラに伝える役割を持つ。主機との接続、油圧油が主となる。作業機、作業時の騒音対策などを確認する。

【騒音の測定について】
産業医が船内巡視をする際は、主に停泊中であり、機関室内の主な機器等は停止していることが予想されることから、（可能であれば）停泊中ではなく航海中の騒音値を測定した方がよい。

✓ 国土交通省HPに「船員の健康確保について」特設ページを開設

船員の健康確保について



以下のコンテンツを掲載

制度改正の概要

説明資料
Q & A

お役立ちツール

関係様式

お問い合わせ

- ・ 産業医選任マニュアル（今後掲載）
- ・ 船員向け産業医になられるための動画・参考資料
- ・ 船員向け産業医船内巡視手順書 等

船員の健康確保について 🔍

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

**ご清聴いただき
ありがとうございました。**

さらに一歩前へ
船員の
働き方改革

船員の働き方改革をはじめとした様々なご相談は、各地方運輸局等に設置した総合相談窓口にて受け付けております。
是非ご利用下さい。

